

## 被爆・戦後75年、核不拡散条約(NPT)50年を向えて コロナ禍の今こそ、平和を考える夏に

2020年の今年、被爆・戦後75年、NPT核不拡散条約発効50年を迎える年です。しかし世界的なコロナ禍の影響で、4月の原水爆禁止世界大会ニューヨーク、5月から始まった国民平和大行進の出発式、8月の原水爆禁止2020年世界大会はオンライン開催となり、NPT再検討会議は延期となりました。しかし、平和への行動は動きを止めることなく今年も核兵器廃絶への「平和の波」を、世界大会開催と呼応して各地で共同行動を起こそうと呼びかけられています。

被爆者の平均年齢は80歳を超え、被爆体験を直接聞ける機会も減っています。しかし、2017年国連で採択された「核兵器禁止条約」は批准国が38か国に上り、発効に必要な50か国まで12か国に迫っています。今こそ兵器や核兵器を買うためでなく、いのちや平和を守るための施策へ。この夏は核兵器廃絶に向けての連帯と共同で地域から行動しましょう。

### 国民平和大行進(スタンディングを行います)

**7月8日(水)** 9:30～川口駅東口デッキ 集合  
17:00～鳩ヶ谷駅東口 集合

当日は、世界大会オンライン開催と原水協支援の募金を行います。「平和の波」運動のパンフレットの普及と合わせてご協力ください。

### 「原爆と人間」展

**7月29日(火)～8月7日(金)** 川口市役所1階多目的スペース

今年は新庁舎の1階(バス停前)での開催です。「原爆と人間」パネル、広島の高校生が描いた「原爆の絵」を展示します。ご来場ください。

## マイナンバーカードを高齢者に促進? 後期高齢者の保険料決定通知に マイナンバーカードの申請書を同封

今6月議会、後期高齢者医療事業特別会計補正予算の中に、マイナンバーカード取得促進のためのパンフレット、カードの申請書と返信封筒を、保険料の決定通知に同封し送付するための、通信運搬費と封入封緘業務委託料が計上されました。これは厚生労働省と、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの取得促進のための協力要請によるものです。

1年前の2019年6月、政府はマイナンバーカードを2021年3月を目途に健康保険証として本格運用するとしました。しかし、そもそもマイナンバーカードの保険証としての利用は、マイナンバー法が成立した際も、医療情報は特に細心の注意を要するデリケートな個人情報が含まれ、漏えい等が生じた場合には個人のプライバシーに重大な損害を与えるとして、マイナンバーを医療情報には使わないとされていたのです。

今回の保険証利用については医師の団体の一部からも、持ち歩くことによって紛失の恐れが有ること。また医療機関においても、設備の新設やセキュリティ対策の負担増などの懸念が寄せられています。

このコロナ禍において、一律10万円が給付される特別定額給付金のオンライン申請をしようと、5月の連休明けから、マイナンバーカードの新規申請や再発行(パスワード忘れや期限切れ)、のため更新手続きなどで市役所の窓口には多くの市民が来所し、問い合わせが殺到しました。川口市は、オンライン申請は確認作業などに時間がかかるため、6月18日から停止し、郵送のみの申請としています。これは本市だけではなく、オンラインを停止したのは90自治体を超えました。

マイナンバーカードについても、いまだ個人情報の漏えいやカードの紛失・盗難といった不安はぬぐえず、本市においても普及率は14%程度にとどまっています。申請書の送付は、高齢者に向けてマイナンバーカードを強引に普及させ、保険証としての所持を進めようとするものであり補正予算には反対しました。

## 第2回川口こまりごと相談会 が開催されます

6月13日(土)に第1回川口こまりごと相談会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策として電話での相談受付を実施しました。今月も7月12日(日)午後1時～3時まで電話対応にて開催致します。

「暮らし・生活保護」、「法律・相続・多重債務」、「労働・不払い・首切り」、「税金・国保税」、「子育て・保育」、「教育・不登校・引きこもり」、「医療・介護」など様々な相談に弁護士、医師、税理士、ケースワーカー、ケアマネージャー、心理カウンセラー、労働組合や市議会議員などのスタッフが対応します。

お一人で悩まず相談して問題解決に向けて第一歩を踏み出しましょう。ご相談内容によって電話番号が異なりますので、下記を参照下さい。

- ☎ 264-7700 生活・雇用・負債など法律相談
- ☎ 264-7701 営業を守る
- ☎ 264-7702 医療・介護・健康
- ☎ 264-7703 引きこもり・不登校

※相談内容が複雑で長時間にわたる場合は後日、訪問により対応させて頂く場合もあります。

## 7月の無料法律相談

◎日時／7月14日(火) 18時30分～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

ご相談者が増えています。事前にご予約の上お越し下さい。  
相談ご希望の方は地域の党市議会議員、または下記電話までご連絡下さい。

なお、コロナウイルス対策のため、申し込みの際は必ずご連絡先の電話番号をお知らせ下さい。よろしくお願いします。

主催：日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

## 知っ得情報 持続化給付金

### 新規開業の方・フリーランスに朗報 持続化給付金の対象拡大！

#### 【現在の給付対象者】

- ① 資本金 or 出資総額 10 億円未満または常時雇用 2000 人以下のフリーランス、NPO 法人なども対象です。
- ② 2020 年 1 月～12 月のうち、2019 年同月比で事業収入(売上)が 50%以上減少した月がある方。
- ③ 2019 年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続意思がある方。

#### 【新たな対象者について】

① 雑所得や給与所得で確定申告をしている個人事業者

② 2020 年 1 月から 3 月の新規開業の方

\* どちらのケースも収入が 50%以上減少していることが条件です

● 給付額：①最大 100 万円

②中小法人等最大 200 万円、個人事業者等最大 100 万円

● 申請方法：WEB・スマホから電子申請

(全国に設置した申請サポート会場でも申請が可能)

● 申請開始日：6月29日より受付開始

持続化給付金の制度がスタートした時には、事業所得の方だけが申請の対象でしたが国民のみなさんや日本共産党も声をあげたことで、雑所得や給与所得のフリーランスの方も対象となりました。貴重な成果です。しかし、所得の種類が事業所得を含む複数にまたがっていると事業所得をベースにしないと申請できない、配偶者の扶養に入っていると対象外など、引き続き制度の改善を求める声も寄せられています。